

平成 30 年度 第 1 回福岡県指定管理者選定委員会

- 日 時：平成 30 年 7 月 6 日（金）10 時 30 分～
- 場 所：人事課ミーティングルーム（県庁 10F）

【事務局】

みなさんおはようございます。平成 30 年度第 1 回福岡県指定管理者選定委員会の開会に先立ちまして、委員の委嘱状の交付を行います。委嘱状につきましては、皆様のお手元、机の上に置かせていただいておりますのでご確認をよろしくお願ひします。本日は第 1 回の委員会ですので、委員長と副委員長が選出されますまでの間、事務局で進行させていただきます。本日はお足元の悪い中、ご参加いただきまして大変ありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、福岡県指定管理者選定委員会委員を快くお引き受けいただきましたこと、御礼申し上げます。本年度の選定対象施設につきましては、大濠公園能楽堂など 6 施設であります。どうか忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたします。

それでは、委員長及び副委員長の選任をお願いしたいと思います。委員会設置要綱第 3 条第 2 項により、委員の互選で決めることとしております。まずは委員長につきまして、どなたかご推薦はございませんでしょうか。

●委員

○○委員を推薦します。

【事務局】

ただいま、○○委員に委員長をお願いしてはどうかという意見がありましたが、いかがでしょうか。

●委員

（異議なし）

【事務局】

それでは、皆様ご異議なしということで、○○委員に委員長をお願いしたいと思います。○○委員は、本日、大雨の影響で到着が遅れておりますので、到着後、委員長就任についてお伝えしたいと思います。次に、副委員長につきまして、どなたかご推薦はありますか。

●委員

○○委員を推薦します。

【事務局】

ただいま、○○委員に副委員長をお願いしてはどうかというご意見がありましたが、いかがでしょうか。

●委員

（異議なし）

【事務局】

それでは、副委員長は○○委員をお願いしたいと思います。以後の進行については、本来であれば委員長をお願いするところですが、到着が遅れているため、○○副委員長をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

●副委員長

これより、平成 30 年度第 1 回福岡県指定管理者選定委員会を開会します。

まず、議事の公開について確認させていただきます。本選定委員会の議事は、昨年度同様非公開とし、委員会資料と議事録を公開することとしたいと思います。なお、委員会資料のうち、協議を行う上で重要かつ注意を要するものについては、委員長の判断によりお諮りしたいと思います。

また、議事録については、固有名詞は出さないで、あらかじめ委員の皆様を確認していただき、県のホームページで公開することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

●委員

(異議なし)

●副委員長

それでは、ただ今から議事に入ります。お手元の次第に沿って、進めさせていただきます。

まずは、協議事項について事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

(事務局から選定対象施設、スケジュール、選定施設の概要、指定管理者の選定方式、募集要領等、評価方法・評価項目の見直し内容について説明)

(資料 1～6、参考資料 1～2)

●副委員長

どうもありがとうございました。それでは、事務局の説明を踏まえ、委員の皆様から自由にご意見、ご質問をいただきたいと思います。

●委員

九州歴史資料館分館は個別選定となっており、県と市で経費負担をしていますが、評価結果が悪い場合はどうなるのでしょうか。

【事務局】

評価をし、得点が基準に満たない場合は選定対象から外れることとなります。その場合は、指定管理者がいなくなるため、県が直営で運営若しくは休館となります。個別選定でも公募と同じように審査をし、評価を行うこととなります。

●委員

個別選定でも評価項目について評価をし、点数をつけるということですね。

【事務局】

そのとおりです。

●委員

個別選定の施設で過去に評価が悪かった事例はありますか。

【事務局】

そのような事例はありません。

●委員

県と市の負担割合は 3 つの分館とも同じでしょうか。

【事務局】

概ね 2 分の 1 ずつですが、全く同じではありません。施設の成り立ちなどにより異なっております。

●委員

平成 29 年度、柳川古文書館は市の負担額が倍増していますが、どのような理由でしょうか。

【文化財保護課】

当施設を柳川の観光施設の一つとして力を入れたいという柳川市の意向により、人件費相当分が増

加したものです。

●委員

九州歴史資料館分館は個別選定ですが、委託料について、前段階で県と市とで調整を行っているのでしょうか。

【文化財保護課】

委託料に関して、県は上限を示しているのみとなります。

●委員

見直し後の評価方法はシンプルで分かりやすくなりました。これまでの評価方法では、中項目の評価結果が大項目の評価に影響していましたが、見直し後の方法では中項目の点数は大項目には影響しないということでしょうか。

【事務局】

そのとおりです。

●委員

個別選定の対象施設については本委員会より前に決定されているため、個別選定に至る理由についてももう少し分かりやすくしていただければと思います。射撃場は分かりやすい。また、評価項目を整理した点については分かりやすくなってよいと思います。

●委員

能楽堂の利用者が減少していますが、第 2 回選定委員会では利用促進に関する提案を含めて審査することになりますか。

【事務局】

その点も含めてご審議いただくこととなります。

●委員

個別選定の進め方についてですが、対象団体にはあらかじめ意向確認をしているのでしょうか。

【文化財保護課】

九州歴史資料館分館については、あらかじめお話はさせていただいております。

●委員

個別選定の指定管理者はホームページ等で確認はできるのでしょうか。

【文化財保護課】

分かるようになっております。

【事務局】

個別選定の施設数については、平成 18 年度の導入時から次第に減少しており、現在は 7 施設となっています。これらの施設について公募にできないか、今後も検討していく予定です。

●委員

九州歴史資料館分館については特殊事情があるため公募にする必要はないかと思えます。

【事務局】

九州歴史資料館分館については、市が費用負担をしていることもあり、今後も個別選定になると思います。

●委員

評価項目を見直したことによって、傾斜配点はなくなったということによろしいでしょうか。

【事務局】

そのとおりです。

●委員

初めて公募に参加する団体は、何を参考に収支計画を作成するのでしょうか。

【事務局】

各施設の募集要領に指定管理者の業務内容や基準額を記載しております。

●委員

情報開示請求があった場合、現在の指定管理者の管理状況を確認することはできるのでしょうか。

【体育スポーツ健康課】

情報開示請求の事例はあります。それ以外に、現地で利用者の状況等を直接確認するなどし、情報収集をしている団体もございます。

●委員

評価結果はどこまで公開されるのでしょうか。

【事務局】

大項目毎の点数及び合計点を公開いたします。

●委員

複数の応募団体があった場合、お互いの点数は分かるのでしょうか。

【事務局】

応募団体数によって異なります。応募団体が2団体の場合は選定団体の点数のみを公開、3団体以上の場合は全団体の点数を公開しています。

●委員

2団体の場合、なぜ選定団体の点数のみを公開するのでしょうか。

【事務局】

選定されなかった団体の点数が著しく低い場合など、公表することでその団体の不利益となる可能性があるためです。

●委員

平成31年度から福岡県営住宅が管理代行制度に移行することについて詳細を教えてください。

【事務局】

法律上、指定管理者制度又は管理代行制度のいずれも選択できることになっています。これまで指定管理者制度で3回公募を行ってまいりましたが、いずれも住宅供給公社の応募のみであったため、今後は管理代行制度に移行することになりました。管理代行制度によって、業務の処理期間の短縮や公社住宅との一体管理による安定したサービスの提供などのメリットが考えられます。

●委員

プレジャーボート係留施設について、指定管理者の収入は委託料のみでしょうか。

【水産振興課】

使用料がありますが、指定管理者の収入ではなく、県の収入となっております。

●委員

利用料が指定管理者収入になっている施設もありますが、プレジャーボート係留施設はそうではないということでしょうか。

【水産振興課】

そのとおりです。

●委員

プレジャーボート係留施設の運営権を民間企業に売却する等の検討をされたことはありますか。

【水産振興課】

指定管理者の業務はプレジャーボートの係留指導、巡視及び漁業者との調整をすることです。係留施設は漁港の利用になるため、売却等の検討をしたことはありません。

●委員

これまで県営住宅の指定管理者の公募に対し、なぜ住宅供給公社しか応募がなかったのでしょうか。

【事務局】

この点に関しては後ほど担当課に確認し、回答させていただきます。

【県営住宅課の回答】

民間事業者が応募しなかった理由として、①県営住宅は県下全域に建設されており、当指定管理業務を行うためのマンパワーの確保など、管理体制の構築に相応の投資が必要と考えられること、②公営住宅の管理業務は通常の民間賃貸住宅と異なり、福祉的な配慮を要する入居者への対応が必要であるなど業務が困難と考えられること、が大きな要因であると考えております。

●副委員長

他に質問はございますか。なければ、現地視察について事務局からご説明願います。

【事務局】

(事務局から現地視察について説明)

(資料7)

●副委員長

現地視察につきましては、皆様の参加をよろしく願いいたします。

それでは、ご議論ありがとうございました。事務局におかれましては、本日の意見を尊重していただきまして、指定管理者の募集が適切に行われるようお願いいたします。

本日の委員会はこれにて閉会いたします。次回は現地視察を経て、団体の選定についての協議になります。委員の皆様には、また活発なご議論をお願いしたいと思います。事務局から他に何かございますか。

【事務局】(議事の途中で到着された〇〇委員に対し、委員長就任の確認)

冒頭に委員長と副委員長の互選をしていただきまして、委員長に〇〇委員が推薦されました。よろしいでしょうか。

●〇〇委員

はい、よろしく願いいたします。

【事務局】

それでは、委員長は〇〇委員をお願いしたいと思います。

●副委員長

本日の委員会はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。